

保険・年金 フォーカス

年金改革ウォッチ 2020年6月号

～ポイント解説：2020年改正法案の修正と付帯決議

年金総合リサーチセンター 公的年金調査室長・主任研究員 中嶋 邦夫
(03)3512-1859 nakasima@nli-research.co.jp

1 —— 先月までの動き

先月は、年金改革に係る審議会等が開催されなかった。

2 —— ポイント解説：2020年改正法案の修正と付帯決議

2020年の年金制度改正法案は、今年3月3日に国会へ提出された後、新型コロナ禍下の4月14日に審議入りし、5月29日の参議院本会議で可決され成立した。本稿では、国会審議の過程で可決された法案の修正と付帯決議を確認する*1。

1 | 法案の修正：障害年金と児童扶養手当の併給時の配慮と検討規定の追加

衆議院厚生労働委員会では、審議の序盤に、野党が政府案に対する修正案と年金積立金等に関する法案とを提出していた。しかし、審議の最終日にそれらが撤回され、新たに提出された与野党共同の修正案が全会一致で可決された（修正部分以外の政府案は賛成多数で可決）。

修正内容には、改正法の施行に直接関係するものと、附則の検討規定の追加がある。

施行に直接関係するのは、障害年金と児童扶養手当の併給で複数の子を持つ場合への配慮*2で、野党のみの修正案に含まれていた内容である。

附則の検討規定は、政府案に3項目あったが、野党のみの修正案をもとに、さらに3項目が追加された。今回の改正は小粒で次期改正に期待する意見もあるが、これらの6項目が優先課題になろう。

図表1 検討規定の概要（各欄冒頭の数値は、修正後の附則第2条の項番号）

政府案（修正後も存置）	修正案（政府案に追加）
1. 施行後速やかに、施行状況等を勘案し、 <u>社会保障改革プログラム法第6条第2項各号に掲げる事項と所得再分配機能の強化その他必要な事項</u> を検討	3. <u>前2項(左の1と2)の検討は、これまでの財政検証での、所得代替率における基礎年金部分の比率の低下を踏まえて行う</u>
2. 次の財政検証等を踏まえ、 <u>厚生年金保険及び健康保険の適用範囲</u> を検討	4. <u>国民年金の第1号被保険者の育児期間の保険料負担への配慮や財源確保の在り方等</u> を検討
6. 施行後5年を目途として、 <u>確定拠出年金法の施行状況等を勘案し、規制の在り方</u> を検討	5. <u>個人型確定拠出年金(iDeCo)と国民年金基金の加入要件、iDeCoの拠出限度と掛金を拠出できる中小事業主の範囲等</u> を、税制措置を含めて検討

*1 法案の要点・課題と検討規定は、本誌2020年1月号と同4月号とで採り上げた。

*2 政府案で、障害基礎年金を受給するひとり親も、障害基礎年金と児童扶養手当との差額を受給できるようになるが、その際に子が多いほど差額が少なくなることを回避する内容。

2 | 附帯決議：適用拡大の推進や基礎年金の水準低下への対策など広範囲

附帯決議は、改正法(附則)ほどの強制力はないものの、政府が尊重する事項となる。

厚生年金の適用拡大では、今回の改正で試案(オプション試算)より後退する形での段階的な拡大^{*3}となった企業規模要件について、早期撤廃(すなわち全企業規模への拡大)の速やかな検討を求めている。対象企業の負担増加には支援の拡充で対応する方針も示されており、社会全体で負担を分かち合いながら適用拡大を進める、という方向性が明示されている。ただ、改正法附則には、「次の財政検証等を踏まえ」と記載されているため、検討開始がどの程度早期化されるかは不透明と言えよう。

基礎年金については、附則の修正(図表1)で、水準低下を踏まえた様々な見直しの検討を規定しているが、付帯決議では拠出期間の延長(40→45年)を特に取り上げている。延長の最大課題は国庫負担だと厚労相も答弁しており、新型コロナ対策の財政負担がある中で、さらに難しい課題となろう。

法案の早期成立で、次期改正までの冷静な検討の時間が増えた。腰を据えた議論を期待したい。

図表2 附帯決議の概要

分類	項目(筆者による整理) ^{*4}	衆	参
適用拡大	・被用者には被用者保険を適用する考え方に立ち、 <u>更なる適用拡大</u> に向けて検討を促進。	○	○
	・特に、 <u>短時間労働者の企業規模要件は経過措置</u> であり、 <u>保険料負担が増加する中小企業への支援拡充等</u> を進めつつ、 <u>できる限り早期の撤廃</u> に向け <u>速やかに</u> 検討を開始。	○	○
	・ <u>個人事業所の適用業種の見直し</u> も含めた検討を促進。		○
	・ <u>労働時間要件と賃金要件</u> の検討にも着手し、 <u>早期に必要な措置</u> を講ずる。		○
	・被用者保険の適用徹底を図り、 <u>脱法的な被用者保険の適用逃れの防止対策</u> をとる。		○
	・厚生年金保険の適用や徴収対策に係る <u>日本年金機構の組織体制の強化</u> を促進。		○
	・複数の雇用関係で <u>複数事業所で勤務する者が</u> 、労働時間等を合算して適用要件を満たす場合について、 <u>雇用保険の取扱い等</u> も考慮して、 <u>ふさわしい保障の在り方</u> を検討。		○
基礎年金	・ <u>創設時に老後生活の基礎的部分の保障</u> として設定された <u>経緯</u> も踏まえて、検討。		○
	・ <u>算定基礎年数上限の45年化</u> を、 <u>国庫負担増加分の財源確保</u> も含め、 <u>速やかに</u> 検討。	○	○
財政検証	・ <u>新型コロナ感染症の長期的な影響</u> 等を早期に検討開始し、それを踏まえて <u>検証実施</u> 。		○
	・ <u>全要素生産性上昇率や実質賃金上昇率の長期の前提</u> について、 <u>現実的かつ多様な経済前提</u> のもとでその結果を示す。		○
	・モデル世帯以外の <u>多様な所得代替率の試算</u> など、より実態に即して検証。		○
	・年金数理部会が指摘した <u>確率的将来見通しと分布推定</u> について、 <u>検討結果を公表</u> 。		○
繰下げ	・ <u>加給年金や振替加算が支給されない場合</u> があることや、 <u>社会保険料、所得税、住民税等の負担が増加すること</u> についても、国民に分かりやすい形で周知徹底。	○	○
	・国民が <u>年金額と社会保険料等の負担の変化</u> を簡易にイメージできるような <u>方策</u> を検討。		○
積立金	・専ら被保険者の利益のために、 <u>長期的な観点から安全かつ効率的に行うこと</u> から、 <u>市場の動向等</u> を踏まえた <u>適切なリスク管理</u> を行う。	○	○
	・国民が <u>理解しやすい情報開示</u> に努め、 <u>会計検査院に求められたストレステスト等の中長期のリスク情報</u> を少なくとも年1回は公表。	○	○
私的年金	・ <u>自営業等のため国民年金基金や個人型確定拠出年金(iDeCo)への加入促進</u> を図ること。		○
	・国民年金基金連合会等に対し、 <u>iDeCo手数料の算定根拠情報</u> の定期的な公開を促す。		○
その他	・ <u>共働き世帯の著しい増加</u> を踏まえ、 <u>国民年金第3号被保険者制度の在り方</u> の検討を進める。		○
	・ <u>年金生活者給付金の在り方</u> を、 <u>低所得高齢者等の生活状況、低所得者対策の実施状況、高齢基礎年金額等</u> を勘案し、 <u>総合的に</u> 検討。	○	○
	・附則の国民年金とあわせて、 <u>国民健康保険の保険料</u> についても、 <u>被用者保険には産休中の保険料免除</u> があることを踏まえ、 <u>財政負担に留意しつつ配慮の必要性や在り方等</u> を検討。	○	○

*3 オプション試算では企業規模要件の撤廃が最も小規模な拡大案だったが、成立した改正法では、2022年10月に正社員100人超、2024年10月に同50人超の企業へと拡大される。

*4 附帯決議の内容を、衆参の比較も考慮して要素ごとに分割して整理した(附則と重複する事項は割愛)。本稿執筆時点では参議院の附帯決議が文書として未公開で、中継動画から書き起こした。そのため、用字や句読点が相違している可能性がある。